

酒田市国民保護計画

平成 30年 5月

酒 田 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置付け	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続き	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	国民保護措置に関する基本方針	3
2	その他の留意事項	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	市及び関係機関の役割の概要	5
2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
1	地形	10
2	気候	11
3	人口	11
4	道路の位置等	11
5	鉄道、港湾の位置等	11
6	庄内空港	12
7	自衛隊施設等	12
8	石油コンビナート特別防災区域	12
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	13
1	武力攻撃事態	13
2	緊急処理事態	13
第2編	平素からの備えや予防	14
第1章	組織・体制の整備等	14
第1	市における組織・体制の整備	14
1	市の各部等における平素の業務	14
2	市職員の参集基準等	15
3	消防機関の体制	17
4	飛島の市民の避難における救難所及び山形県水難救済会の体制	18
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	19
3	近接市町村との連携	20

4	指定公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3	通信の確保	21
1	通信体制の整備	21
2	通信体制の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	21
1	基本的考え方	21
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5	研修及び訓練	24
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に 関する平素からの備え	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	避難実施要領のパターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	27
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	28
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	29
1	市における備蓄	30
2	市が管理する施設並びに設備の整備及び点検等	30
第4章	国民保護に関する啓発	31
1	国民保護措置に関する啓発	31
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	31
第3編	武力攻撃事態等への対処	32
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	32
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	33
第2章	市対策本部の設置等	34
1	市対策本部の設置	34
2	通信の確保	44
第3章	関係機関相互の連携	45
1	国・県の対策本部との連携	45
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	46

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	46
6	市が行う応援等	46
7	ボランティア団体等に対する支援等	47
8	市民への協力要請	47
第4章	警報及び避難の指示等	48
第1	警報の伝達等	48
1	警報の内容の伝達及び通知	48
2	警報の内容の伝達方法	48
3	緊急通報の伝達及び通知	50
第2	避難住民の誘導等	51
1	避難の指示の伝達及び通知	51
2	避難実施要領の策定	52
3	避難住民の誘導	54
第5章	救援	61
1	救援の実施	61
2	関係機関との連携	61
3	救援の内容	61
第6章	安否情報の収集・提供	63
1	安否情報システムの利用	63
2	安否情報の収集	63
3	県に対する報告	63
4	安否情報の照会に対する回答	63
5	日本赤十字社に対する協力	64
第7章	武力攻撃災害への対処	66
第1	武力攻撃災害への対処	66
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	66
2	武力攻撃災害の兆候の通報	66
第2	応急措置等	66
1	退避の指示	66
2	警戒区域の設定	68
3	応急公用負担等	69
4	消防に関する措置等	69
第3	生活関連等施設における災害への対処等	71
1	生活関連等施設の安全確保	71
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	71
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	72
4	武力攻撃原子力災害への対処	72
第4	NBC攻撃による災害への対処	73
1	応急措置の実施	73
2	国の方針に基づく措置の実施	73

3	関係機関との連携	73
4	汚染原因に応じた対応	73
5	市長の権限	74
6	要員の安全確保	75
第8章	被災情報の収集及び報告	76
1	被災情報の収集	76
2	被災情報の報告	76
第9章	保健衛生の確保その他の措置	77
1	保健衛生の確保	77
2	廃棄物の処理	77
第10章	国民生活の安定に関する措置	79
1	生活関連物資等の価格安定	79
2	避難住民等の生活安定等	79
3	生活基盤等の確保	79
第11章	特殊標章等の交付及び管理	80
1	特殊標章等	80
2	特殊標章等の交付及び管理	81
3	特殊標章等に係る普及啓発	81
第4編	復旧等	82
第1章	応急の復旧	82
1	基本的考え方	82
2	公共的施設の応急の復旧	82
第2章	武力攻撃災害の復旧	83
1	国における所要の法制の整備等	83
2	市が管理する施設及び設備の復旧	83
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	84
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	84
2	損失補償及び損害補償	84
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	84
第5編	緊急対処事態への対処	85
1	緊急対処事態	85
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	85

資料編

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について以下のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）（通称「国民保護法」。以下「法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び山形県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民（市内に居住する市民、市内に滞在している者等その時点で市内にいる者すべてを指す。以下同じ。）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら市民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】法第35条第2項及び第182条第2項

- 1 市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
- 3 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための訓練並びに物資並びに資材の備蓄に関する事項
- 4 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための体制に関する事項
- 5 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 その他国民保護措置（緊急対処保護措置）に関し、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（通称「国民保護法施行令」。以下「施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、市は個人情報の保護に配慮する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 その他の留意事項

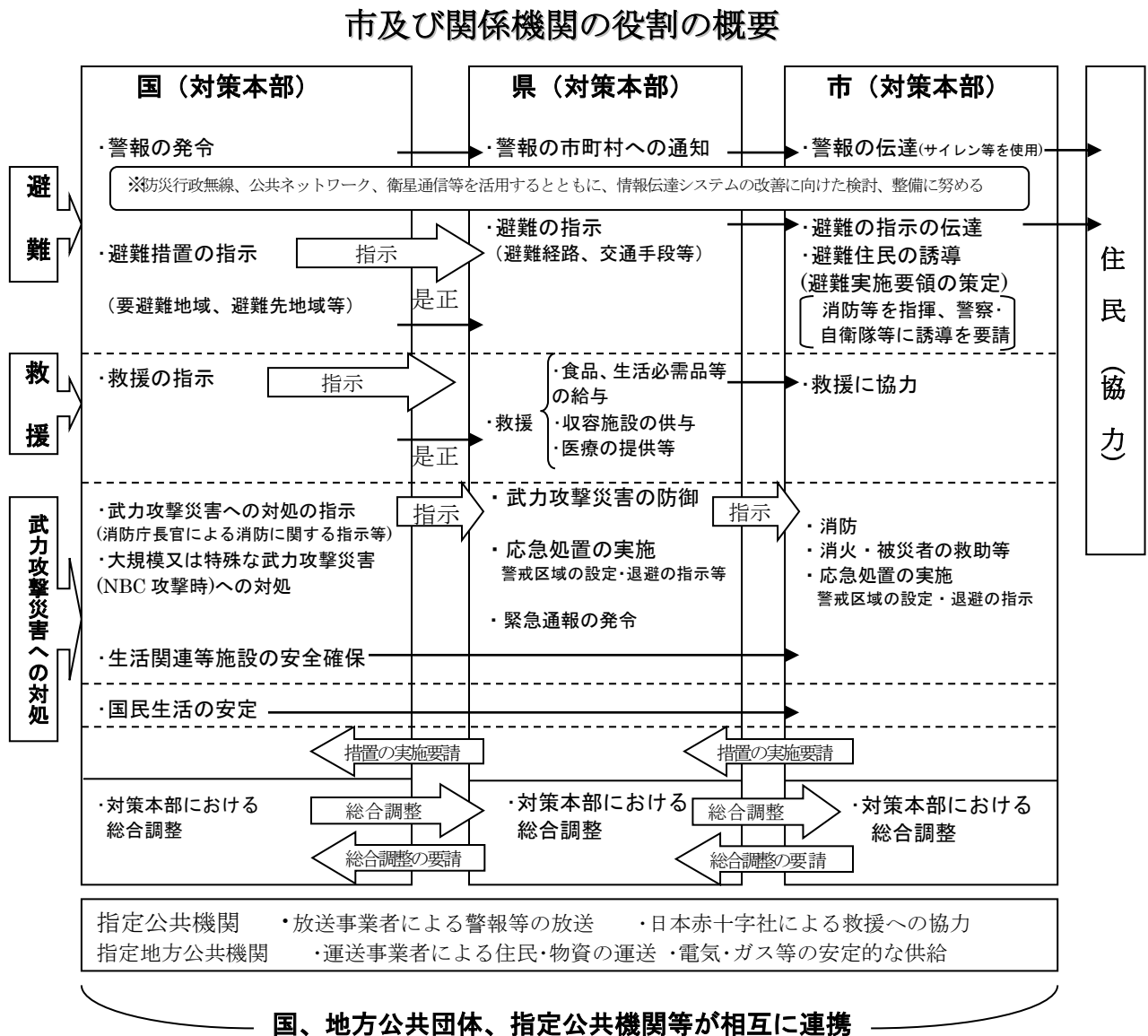
外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

市及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直し 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の市民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (山形財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被害施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関 (酒田税関支署)	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救助等に係る情報の収集及び提供
山形労働局	1 被災者の雇用対策
東北農政局 (山形県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局 (庄内森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被災状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安 監督部東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局 (酒田河川国道事務所) (酒田港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (山形運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区 海上保安本部 (酒田海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

(5) 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救助への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

関係機関の連絡先等の把握

市は、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、関係指定公共機関、指定地方公共機関、他の市町村、消防機関等の国民保護措置に係わる連絡先等（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

なお、該当連絡先等については、資料編に掲載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

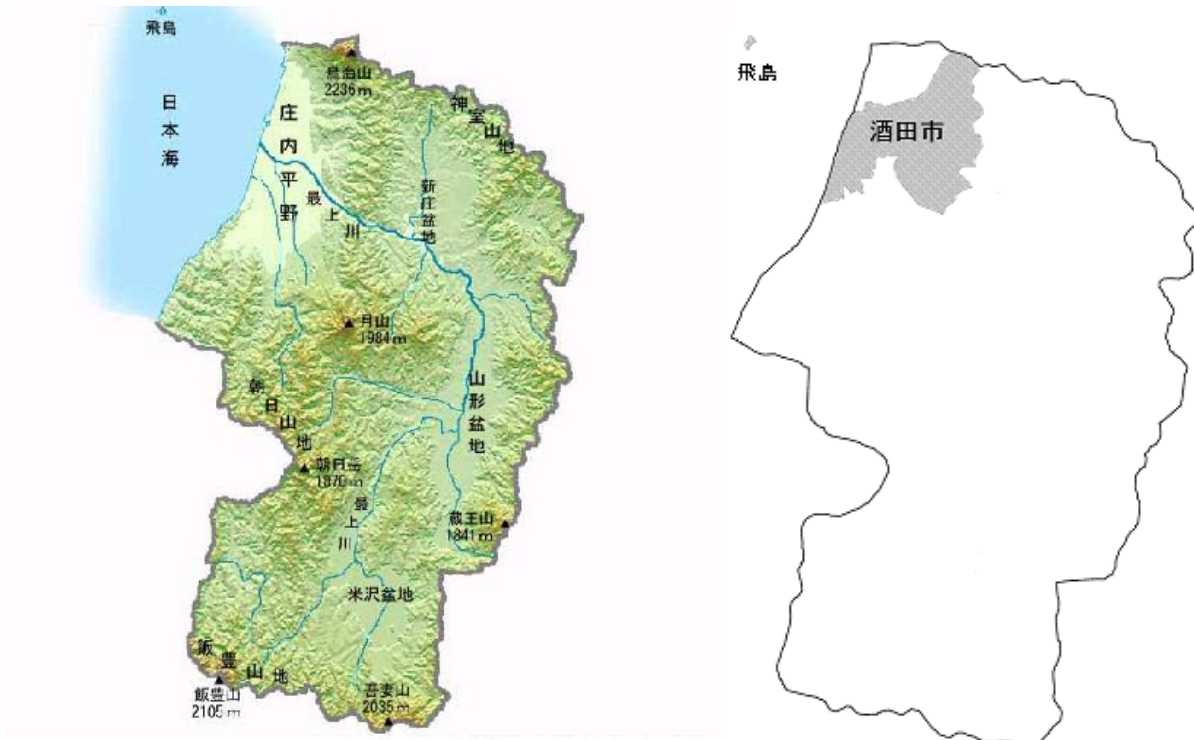
1 地形

本市は、山形県の西北部に位置し、北は遊佐町、南は庄内町及び鶴岡市に隣接し、西は日本海に面しており、北西約39kmの海上に飛島がある。

本市の地形は最上川によって形成された酒田三角州上に発達した砂質土壌を中心とした軟弱地盤の沖積平野部に市街地や集落が点在しており、大規模地震動が発生した場合は極めて脆弱である。平野部を除く山間地は出羽丘陵西端部に位置し、一般に急峻で海拔20mから1,500mの高さにあり、市域北東部には鳥海山麓、出羽丘陵の山々が連立している。

また、市内には一級河川最上川が流れるほか、北に日向川、南に赤川、京田川等の各河川があり、西部は海岸線を南北35kmにわたって走る幅員1.5km～3kmの砂丘地帯となっており、海岸線のほぼ中央に酒田港がある。

このように、本市は山と海に囲まれており、武力攻撃事態等における大規模な避難が必要な場合には避難路が制限される可能性がある。また、飛島については周りを全て海で囲まれていることから避難手段が限定されるため、平素から船舶等を有する関係機関との連携協力に努め、全市民の避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。



2 気候

本市の気候は、海洋性（日本海側型）の気候で、高温、多雨、多照。気温較差少なく、夏は一般に好天、寡雨で、時には相当な旱魃となることがある。

梅雨時期にはしばしば豪雨を招く。4月から5月に往々訪れるシベリア寒波と、晩春の清川ダシの強風は、局部的に農作物に被害を与えることがある。一般に、梅雨末期を除けば、2月から8月にかけて寡雨で、降水は9月から翌年1月にわたり、特に10月から12月が最盛期になっている。これらはちょうど太平洋側と反対の現象を示し、12月から2月は暴風期となる。

3 人口

本市の人口は、平成22年の国勢調査では111,151人であったが、平成27年の国勢調査では106,244人となり、5年間で4,907人、約4.4%の減となっている。

本市の人口は、従来の社会減に加え、平成5年から自然減の影響もあって人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと思われ、推計では平成37年の総人口は、約90,988人と見込まれている。

年齢階層別人口の割合をみると、少子高齢化の進展により、年少人口（0歳から14歳）の構成比率は平成22年の12.7%が、平成27年には11.5%と1.2ポイント減少しており、老年人口（65歳以上）は同じく28.6%から32.5%と3.9ポイント増加している。

総人口の減少傾向が見込まれる中で、年少人口及び生産年齢人口（15歳から64歳）は減少が続き、構成比も低下すると想定される。老年人口については、近年の高齢化の進展に伴い増加し、推計では平成37年の構成比は約38%まで進むと見込まれている。

4 道路の位置等

主要な国道は、日本海沿岸を南北に延びて北は遊佐町を經由して秋田県、南は鶴岡市を經由して新潟県に繋がっている国道7号を主要幹線道路とし、市のほぼ中央部から南東へ延びる国道47号で庄内町と、市の北部から南へ延びる国道112号で鶴岡市と繋がっている。

高規格幹線道路は、日本海沿岸東北自動車、あつみ温泉ICから鶴岡JCTを経て東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と合流し、酒田みなとICへ至っている。

5 鉄道、港湾の位置等

本市の鉄道は、新潟市から秋田市までを結ぶ羽越本線と庄内町から新庄市までを結ぶ陸羽西線がある。

港湾は、重要港湾酒田港が最上川の河口に位置し、本港地区においては1万5千トン級1バースと1万トン級2バースを保有し、外港地区においては5万トン級1バース、北港地区においては5万トン級2バースと1万5千トン級3バースが整備され、一部に耐震強化岸壁が備えられている。

6 庄内空港

空港は、本市と鶴岡市をまたがる位置に庄内空港があり、2,000mの滑走路を1本有する地方管理空港である。

消火救難車両として、大型化学消防車と救急医療用搬送車を有している。

また、周囲は約60haの大規模な緑地（庄内空港緩衝緑地）となっている。

7 自衛隊施設等

県内の自衛隊施設としては、東根市に陸上自衛隊神町駐屯地があり、第6師団司令部をはじめとした部隊が置かれている。

武力攻撃事態等においては、本市は海からによる着上陸侵攻の可能性も踏まえ、敵の侵害排除のための部隊移動と住民の避難移動による道路の競合に配慮する必要がある。

8 石油コンビナート特別防災区域

本市には、石油コンビナート特別防災区域（酒田本港地区と酒田北港地区で構成される）が存在する。最上川河口に位置する酒田本港地区では油槽所・化学工場が、酒田北港地区では火力発電所と産業廃棄物処理施設（リサイクル施設）がそれぞれ操業しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。

また、当該区域には、大量の石油、高圧ガス等が貯蔵、取扱、処理されているため、武力攻撃を受けた場合、重大な災害が発生する恐れがある。そのため、平素から、特定事業者及び防災関係機関がそれぞれ果たすべき責務を十分認識し合い、武力攻撃災害等発生時における被害の軽減と対処に関して配慮しておく必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

【用語解説】 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

【用語解説】 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について以下のとおり定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

※【市の各部等における平素の業務】

部 等 名	平 素 の 業 務
総 務 部	<ul style="list-style-type: none">・酒田市国民保護協議会の運営に関する事・酒田市国民保護計画の見直しに関する事・市対策本部に関する事・避難実施要領の策定に関する事・物資及び資材の備蓄等に関する事・被災情報の収集体制の整備に関する事・国民保護措置についての訓練に関する事・情報・連絡体制の整備に関する事・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事・特殊標章等の交付等に関する事
企 画 部	<ul style="list-style-type: none">・安否情報の収集体制の整備に関する事
地域創生部	<ul style="list-style-type: none">・商業施設、工業団地施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。・港湾施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
市 民 部	<ul style="list-style-type: none">・避難施設の運営体制の整備に関する事・埋葬・火葬に係る体制整備に関する事・廃棄物処理に関する事・市民の避難誘導に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関する事・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事・日本赤十字社酒田支部及び酒田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事

建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・所管ライフライン施設等の機能確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達体制の整備に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管ライフライン施設等の機能確保に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校における国民保護啓発に関すること
総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・支所管内における被災情報の収集体制の整備に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各部所管の公共施設等の安全確保に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、酒田地区広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

※【市における24時間体制の確保について】

① 市部局での対応充実

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

② 消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して消防本部に事務を委託する。その際、本市においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、消防本部は、特に構成する市町の首長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、各市・町との連携を密にし、各市・町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

③ その他

①②の場合、消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を常備消防機関に設置するものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
① 担当課体制	国民保護担当課職員が参集
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
③ 市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	職員	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長	市長	副市長	危機管理監	総務部長
副本部長	副市長 危機管理監	総務部長	企画部長	地域創生部長
本部員	総務部長	総務課長	人事課長	財政課長
	企画部長	企画調整課長	都市デザイン課長	情報管理課長
	地域創生部長	商工港湾課長	交流観光課長	地域共生課長
	市民部長	まちづくり推進課長	市民課長	環境衛生課長
	健康福祉部長	福祉課長	子育て支援課長	健康課長
	建設部長	土木課長	建築課長	
	農林水産部長	水産林政調整監	農政課長	農林水産課長
	上下水道事業 管理者	上下水道部長	上水道技監	管理課長
	教育長	教育部長	企画管理課長	学校教育課長
	議会事務局長	事務局次長		
	消防長	予防課長	警防課長	通信指令課長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消

防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 飛島の市民の避難における救難所及び山形県水難救済会の体制

市は、救難所及び山形県水難救済会が飛島市民の避難のための誘導及び輸送において重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の救難所及び山形県水難救済会の参加促進と広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化を図る。

また、市は県と連携し、救難所及び山形県水難救済会に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に救難所及び山形県水難救済会を参加させるよう配慮する。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

担当課 総務課

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要

請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、消防本部、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県との協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、酒田警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関・消防組合との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

【用語解説】NBC

N：「Nuclear」(核)、B：「Biological」(生物)、C：「Chemical」(化学)の略称。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、救急告示病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な識見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、通信体制の整備等について以下のとおり定める。

1 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

2 通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集、整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、

整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考えるものとする。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 県警察・海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、酒田海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報（以

下参照) に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)」第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民(負傷した市民も同様)<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生年月日④ 男女の別⑤ 住所(郵便番号を含む)⑥ 国籍⑦ ①から⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望⑬ 知人からの照会への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意2 死亡した住民
(上記①から⑦、⑪、⑭に加えて)<ol style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図

る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)							
平成 年 月 日 時 分 酒田市							
1 武力攻撃が発生した日時、場所 (又は地域)							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 酒田市 町 丁目 番号 (北緯 度、東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、県、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防本部の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、弾道ミサイル避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。

を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練にあたっての留意事項
- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等にあたり、自治会の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
 - ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

地 図	各種の情報の地理的状況を明らかにするための地図。 (1/1,500～1/100,000程度の縮尺の地形図、住宅地図、道路網図、施設等位置図等)
人 口 分 布	市の人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値。
避難行動要支援者名簿	高齢者、障害者等の名簿
道 路 網 一 覧	避難経路として想定される高規格幹線道路、国道、県道等幹線的な道路網一覧。

避難輸送力一覧	運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等が保有し、避難住民等の輸送に使用可能なバス、船舶、航空機等の輸送力に関する資料。
避難施設一覧	市指定避難施設の一覧。
備蓄物資一覧	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者の一覧。
生活関連等施設一覧	避難経路の設定等避難の指示の内容に影響を与えかねない一定規模以上のものに関する資料。
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者等の自宅の住所、連絡先等。
関係機関連絡先一覧	避難に関係する機関の連絡先等一覧。
消防機関一覧	消防本部等の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材の一覧。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等においても配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部事務を当市において行う場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市が行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※【離島における留意事項】

市は、飛島の市民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全市民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、避難所及び山形県水難救済会の充実・活性化の推進並びに県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全市民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全市民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に関し、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な

情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	法第103条第1項の危険物質等の取扱所	各省庁（主務大臣）
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法（昭和35年法律第145号））	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じた警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備並びに点検等

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃による被害の的確かつ迅速な復旧のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、かつバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

具体的な被害が発生した際には、当初、その被害の原因が明らかではないことも考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生しているときや何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供されたときにおいても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要と考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握したときは、速やかに県及び県警察に連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※ 職員は、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握したときは、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けたときの情報伝達の体制を確立する。

② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨を県に報告する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官が警察官職務執行法に基づき行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がないときは、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関し必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

市は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき市として指定通知があったときは、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市として指定通知があったときは、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じているときは、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国及び県を經由して、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があったとき、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に対して対策本部を設置すべき指定通知がなかったとき又は市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときは、担当部課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合、市長は情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生したときに迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁では、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手したときは、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断されるときは、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するための手順や組織、業務等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する際は、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市としての指定通知の受領

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて市対策本部を設置すべき市としての指定通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していたときは、市対策本部に切り替える（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、酒田市役所に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を報告する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市役所が被災した等、市対策本部を市庁舎内に設置できないときに備え、市対策本部の予備施設を以下のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	酒田市民会館	酒田市本町二丁目2番10号	0234-26-5450
2	酒田市役所中町庁舎	酒田市中町一丁目4番10号	0234-26-5772
3	酒田市総合文化センター	酒田中央西町2番59号	0234-24-2991

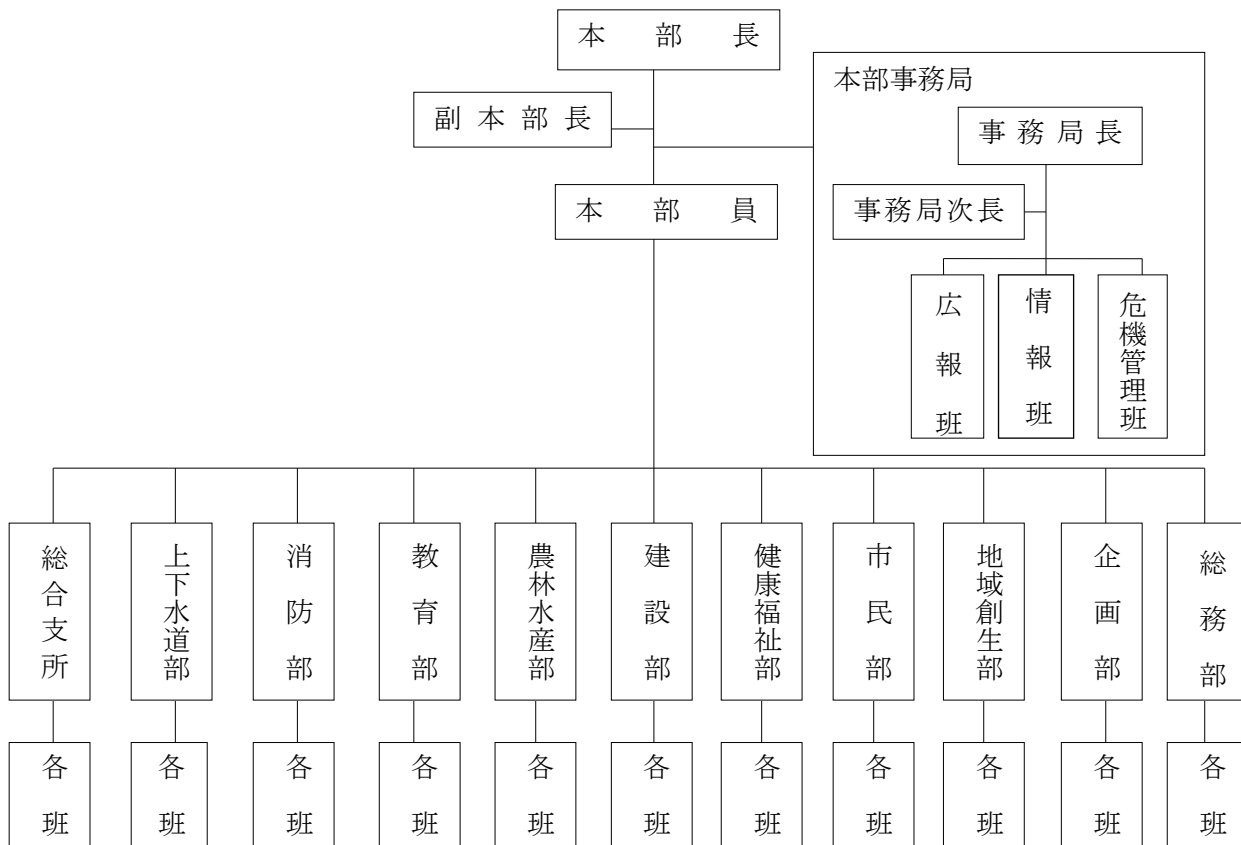
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができないときは、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市指定の要請等

市長は、本市が市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合、市における国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市として指定するよう要請する。

(3) 市対策本部の組織

本部は、本部長、副本部長、本部員、本部事務局、各部・班からなり、本部員会議において意思決定を行う。



(4) 本部員会議

ア 組織

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 副本部長 副市長及び危機管理監
- (ウ) 本部員 酒田市行政組織規則（平成17年規則第5号）に定める部長、調整監及び技監並びに本部長が指名する課等の長、上下水道事業管理者、上下水道部長、教育長、教育部長、議会事務局長、消防本部消防長
ただし、行政委員会等については所管部長が代行することができる。

イ 所掌業務

- (ア) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の報告に伴う対策活動に関すること。
- (ウ) 公共的団体に対する応急対策の要請に関すること。
- (エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (オ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (カ) 災害対策に要する経費に関すること。
- (キ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部長は、必要に応じて防災関係機関の長を会議に出席させる。

エ 決定事項の通知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部事務局から各班連絡員を通じて速やかにその徹底を図る。

(5) 本部事務局

ア 組織

- (ア) 事務局長 危機管理監
- (イ) 事務局次長 市長公室長、危機管理課長、行政経営課長
- (ウ) 危機管理班
 - a 班長 危機管理課長
 - b 班員 危機管理課員、危機管理班指定職員
危機管理課兼務職員（かっこ内は副）
総務課長補佐（総務係長）
企画調整課長補佐（企画調整係長）
商工港湾課長補佐（生活交通係長）
まちづくり推進課長補佐（地域づくり係長）
福祉課長補佐（障がい福祉係長）
土木課長補佐（調整係長）
農政課長補佐（総合農政係長）
教育委員会企画管理課長補佐（企画管理係長）
消防本部予防課長補佐（総務係長）
上下水道部管理課長補佐（工務課長補佐）

(エ) 情報班

- a 班長 行政経営課長
- b 班員 行政経営課員、情報管理課員

(オ) 広報班

- a 班長 市長公室長
- b 班員 市長公室員

イ 所掌事務

各班の所掌事務は、別表の任務分担表による。

(6) 各部・班、総合支所

各部・班及び総合支所の職員は、本部の指示に基づき、下記の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。

※【市の各部等における武力攻撃事態における業務】

部 名	班 名	武力攻撃事態等における業務
●部長	●班長	
本部 事務局	危機管理班 (総括担当)	
●危機 管理監	●危機管理課 長	1 本部の設置及び廃止手続に関する事 2 本部長の命令伝達に関する事 3 本部員会議に関する事 4 防災行政無線の運用に関する事 5 気象通報の受領及び伝達に関する事 6 県対策本部との連絡に関する事 7 関係行政機関及び公共機関との連絡調整に関する事 8 協力機関との連絡調整及び相互協力に関する事 9 現地対策本部との連絡調整に関する事 10 現地調整所との連絡調整に関する事 11 被害状況の県への報告に関する事 12 防災関係機関への派遣申請等手続に関する事

		13 自衛隊の派遣及び他自治体への応援要請手続に関する事 14 災害救助法の適用要請手続に関する事。
	情報班 ●行政経営課長	1 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関する事。 2 総合支所、支部との連絡に関する事。 3 所属部等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の応急対策活動のとりまとめに関する事。 4 関係各部等との連絡調整に関する事。
	広報班 ●市長公室長	1 本部長の秘書に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 記者会見等災害情報の広報に関する事。 4 災害写真の撮影、記録に関する事。
総務部 ●総務部長	総務班 ●総務課長	1 庁舎の応急対策に関する事。 2 市有車両の配車及び燃料確保に関する事。 3 災害輸送の実施に関する事。 4 電話交換に関する事。 5 本部及び部内等との連絡調整に関する事。 6 その他他の班に属さない事。
	人事班 ●人事課長	1 職員の非常招集に関する事。 2 災害時における職員の動員計画の作成及び実施に関する事。 3 他自治体からの応援派遣職員に関する事。 4 職員及びその家族の被災状況の把握に関する事。
	財政班 ●財政課長	1 災害予算に関する事。 2 災害予算の経理に関する事。
	税務班 ●税務課長	1 住家等の被害調査に関する事。 2 災害に伴う市税の減免に関する事。 3 災害調査班の編成及び被害調査に関する事。
	納税班 ●納税課長	1 災害による市税等の徴収猶予、換価猶予、執行停止、納税義務消滅及び還付に関する事。 2 その他災害による納税相談に関する事。
	契約検査班 ●契約検査課長	1 物資の調達に関する事。
	出納班 ●出納課長	1 災害義援金の受理及び出納・保管に関する事。
	協力班 (議会事務局)	1 その他部長の命ずる応急対策に関する事。
企画部 ●企画部長	企画調整班 ●企画調整課長	1 災害調査班の編成及び被害調査に関する事。 2 災害直後の市民からの問い合わせ等への対応に関する事。 3 市民からの要望書に関する事。 4 災害関係者の視察に関する事。 5 本部及び部内等との連絡調整に関する事。
	都市デザイン班 ●都市デザイン課長	1 災害調査班の編成及び被害調査に関する事。

	情報管理班 ●情報管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワークの機能確保に関する事。 2 コンピュータシステムの機能確保に関する事。 3 本部事務局危機管理班での業務に関する事。 4 GISでの情報発信に関する事。
地域創生部 ●地域創生部長	商工港湾班 ●商工港湾課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害状況の調査・報告に関する事。 2 港湾施設等の被害状況の調査・報告に関する事。 3 被災商工業者の経営相談指導に関する事。 4 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。 5 本部及び部内等の連絡調整に関する事。
	交流観光班 ●交流観光課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害状況の調査・報告に関する事。 2 観光客の避難計画及び避難誘導に関する事。 3 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	地域共生班 ●地域共生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画及び避難誘導に関する事。 2 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
市民部 ●市民部長	まちづくり推進班 ●まちづくり推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合支所ととびしま総合センターとの連絡調整に関する事。 2 コミュニティ（防災）センター等の被害調査、保全及び応急対策に関する事。 3 罹災者の相談に関する事。 4 罹災者、応援者等への炊き出しの実施に関する事。 5 本部及び部内等の連絡調整に関する事。
	市民班 ●市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設及び管理運営に関する事。 2 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関する事。 3 罹災者の安否問い合わせに関する事。
	環境衛生班 ●環境衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の清掃及び環境衛生に関する事。 2 仮設トイレの設置に関する事。 3 埋葬に関する事。
	定期航路班 ●定期航路事業所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 航海中の定期船との連絡調整に関する事。 2 乗客の避難及び誘導に関する事。
健康福祉部 ●健康福祉部長	福祉及び介護保険班 ●福祉課長、介護保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の調達及び配送並びに救援物資の配分に関する事。 2 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関する事。 3 避難行動要支援者の援護に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 5 災害義援金の配分及び物品の受取、配分に関する事。 6 罹災者に対する災害援護資金等の貸付に関する事。 7 福祉施設の被害調査に関する事。 8 遺体の収容及び処理に関する事。 9 本部及び部内等の連絡調整に関する事。
	子育て支援班 ●子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災園児の保護に関する事。 2 保育園等の施設被害調査、保全及び応急対策に関する事。 3 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関する事。
	健康班 ●健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関する事。 2 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関する事。 3 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 4 災害時における疾病の予防に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 5 医療機関の被害調査に関する事。 6 罹災者の保健指導に関する事。 7 救護班の編成に関する事。
	国保年金班 ●国保年金課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災者に対する拠出年金の保険料免除に関する事。 2 罹災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関する事。 3 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関する事。
	協力班 (監査委員事務局、選挙管理委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 その他部長の命ずる応急対策に関する事。
建設部 ●建設部長	土木班 ●土木課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木施設、公園施設の被害状況の調査・報告に関する事。 2 交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関する事。 3 資材器具の調達、運搬及び建設業者との連絡調整に関する事。 4 道路橋りょうの応急対策、河川関係の災害対策及び排水作業に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。 6 本部及び部内等の連絡調整に関する事。
	建築班 ●建築課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物応急危険度判定に関する事。 2 市が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 応急仮設住宅の入居に関する事。
農林水産部 ●農林水産部長	農政班 ●農政課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災者用食糧の調達に関する事。 2 農産物の被害調査に関する事。 3 病虫害の発生予防及び防除に関する事。 4 災害時における種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 5 本部及び部内等の連絡調整に関する事。
	農林水産班 ●農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 排水施設及び揚水施設等土地改良施設の被害状況の調査並びに対策に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害調査並びに対策に関する事。 3 農業用ため池の被害状況の調査・報告に関する事。 4 災害対策用の木材、燃料の調達に関する事。 5 林地及び林業用施設の災害調査並びに対策に関する事。 6 罹災対策用の国有林等払下げに関する事。 7 水産関係施設の災害調査並びに対策に関する事。 8 その他災害時における農林水産関係の応急対策に関する事。
	協力班 (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 その他部長の命ずる応急対策に関する事。
教育部 ●教育部長	企画管理班 ●企画管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育関係義援金及び物品の配分に関する事。 2 学校施設等の被害調査、保全及び応急対策に関する事。 3 指定避難所の供与に関する事。 4 炊き出しのための学校給食施設の開放に関する事。

		<p>5 教育関係の応急対策救助災害復旧予算の要求に関すること。</p> <p>6 教育関係被害状況の調査・報告に関すること。</p> <p>7 県教育委員会との連絡に関すること。</p> <p>8 本部及び部内等の連絡調整に関すること。</p>
	<p>学校教育班 ● 学校教育課長</p>	<p>1 教職員・児童生徒の実情の掌握及び避難等の行動指示に関すること。</p> <p>2 班内の連絡及び行動指示に関すること。</p> <p>3 罹災児童生徒の保護に関すること。</p> <p>4 罹災児童生徒に対する応急教育に関すること。</p> <p>5 通学路及び学校をとりまく環境の安全確認と指導に関すること。</p> <p>6 理科センター、教育相談室及び教育研究所の連絡調整に関すること。</p>
	<p>社会教育文化班 ● 社会教育文化課長</p>	<p>1 社会教育文化施設、文化財等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること。</p> <p>2 所管施設の指定避難所の開設及び管理運営に関すること。</p>
	<p>スポーツ振興班 ● スポーツ振興課長</p>	<p>1 体育施設の被害調査、保全及び応急対策に関すること。</p> <p>2 所管施設の指定避難所の開設及び管理運営に関すること。</p>
	<p>協力班 (図書館)</p>	<p>1 その他部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
<p>消防部 ● 消防長</p>	<p>庶務班 ● 予防課長</p>	<p>1 消防（水防）資機材の確保に関すること。</p> <p>2 本部及び部内等の連絡調整に関すること。</p>
	<p>情報班 ● 予防課長</p>	<p>1 災害予防の普及広報に関すること。</p> <p>2 その他被害の調査・報告に関すること。</p>
	<p>統制班 ● 警防課長</p>	<p>1 災害情報及び信号に関すること。</p> <p>2 消防団員及び水防隊員の動員に関すること。</p> <p>3 消防施設及び水利の応急対策に関すること。</p>
	<p>消防班 ● 消防署長</p>	<p>1 消防（水防）活動に関すること。</p> <p>2 救助業務に関すること。</p> <p>3 通信業務に関すること。</p>
<p>上下水道部 ● 上下水道部長</p>	<p>上下水道班 ● 管理課長 工務課長</p>	<p>1 上下水道施設及び設備の被害状況の調査・報告に関すること。</p> <p>2 災害地に対する飲料水供給及び周知に関すること。</p> <p>3 下水道施設の排水対策に関すること。</p> <p>4 農業集落排水施設及び設備の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。</p> <p>5 市が管理する合併浄化槽の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。</p> <p>6 上下水道等施設の応急修理資材の調達に関すること。</p> <p>7 下水道等施設の応急復旧対策の広域的な応援要請に関すること。</p> <p>8 浄水場、配水場及び送配水管の復旧作業に関すること。</p> <p>9 その他給水施設の応急修理に関すること。</p> <p>10 公益社団法人日本水道協会山形県支部との連絡に関するこ</p>

		と。 11 災害に伴う上下水道料金の減免に関する事 12 本部及び部内等の連絡調整に関する事
総合支所	地域振興班 ●地域振興課長	1 市対策本部長の命令伝達に関する事。 2 支所管内の被害状況の把握及び市対策本部への報告に関する事。 3 支所管内の各支部との連絡に関する事。 4 支所設置防災行政無線の運用に関する事。 5 支所管内の被害状況の集計及び報告に関する事。 6 気象警報等の災害情報の伝達に関する事。 7 支所職員の非常招集に関する事。 8 支所管内の指定避難所の開設及び管理運営に関する事。 9 支所管内の罹災者台帳の作成及び罹災者証明の発行に関する事。 10 支所管内の罹災者の安否問合せに関する事。 11 支所管内におけるボランティアの受入れ及び編成に関する事。 12 支所管内の救護所開設に関する事。 13 支所管内の救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 14 支所管内の生活必需品の支給及び炊き出しに関する事。
	建設産業班 ●建設産業課長	1 支所管内の土木施設の被害状況の調査・報告及び応急対策に関する事。 2 支所管内の交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関する事。 3 支所管内の市が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 4 支所管内の下水道施設の被害状況の調査・報告及び応急対策に関する事。 5 支所管内の農業集落排水施設及び設備の被害状況の調査並びに対策に関する事。 6 市が管理する合併浄化槽の被害状況の調査並びに対策に関する事。 7 支所管内の罹災者用食糧の調達に関する事。 8 支所管内の農地及び農業用施設の災害調査及び応急対策に関する事。 9 支所管内の林地及び林業用施設の災害調査及び応急対策に関する事。 10 支所管内商工業者の被害状況の調査・報告及び応急対策に関する事。 11 支所管内の観光施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 12 支所管内の観光客の避難誘導計画に関する事。
	各班共通事項	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 2 所管事項に関する被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 3 その他各部長の命ずる応急対策に関する事。

(7) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 一元的広報の実施

本部事務局広報班において、武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を一元的に行う。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、緊急速報メール、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

② 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 都道府県と連携した広報体制を構築する。

(8) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもってあてる。

(9) 現地調整所の設置

武力攻撃による災害が発生したとき、市長は被害の軽減、現地で措置にあたる要員の安全確保、及び現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動の円滑な調整が必要であると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

県は、市が現地調整所を設置できないとき又は市の区域を越えて武力攻撃による災害が発生したとき等において、必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生現場での活動の便宜のために機動的に設置することから、

あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動の便宜上最も適した場所にテント等を用いて設置することが一般的である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、活動上の安全確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うべき市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置しているときは、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じ、その運用の手順等について意見交換を行うことが重要である。

(10) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(11) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、電気通信事業者及び電気通信設備を有する関係省庁や地方公共団体等の臨時を含む通信回線を利用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

使用する端末は、加入電話、携帯電話（衛星含む）、行政無線（同報系・移動系）、インターネット、総合行政ネットワーク（LGWAN）等を使用する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、市の所有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、市の情報通信施設に支障が生じた場合は、直ちに要員を現地に派遣し応急復旧作業にあてる。また、その状況を県を通じ直ちに総務省に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、市の通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行う等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、自衛隊山形地方協力本部長又は陸上自衛隊第6師団長を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては舞鶴地方総監、航空自衛隊

にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあつた場合には、求められた応援を実施す

ることができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

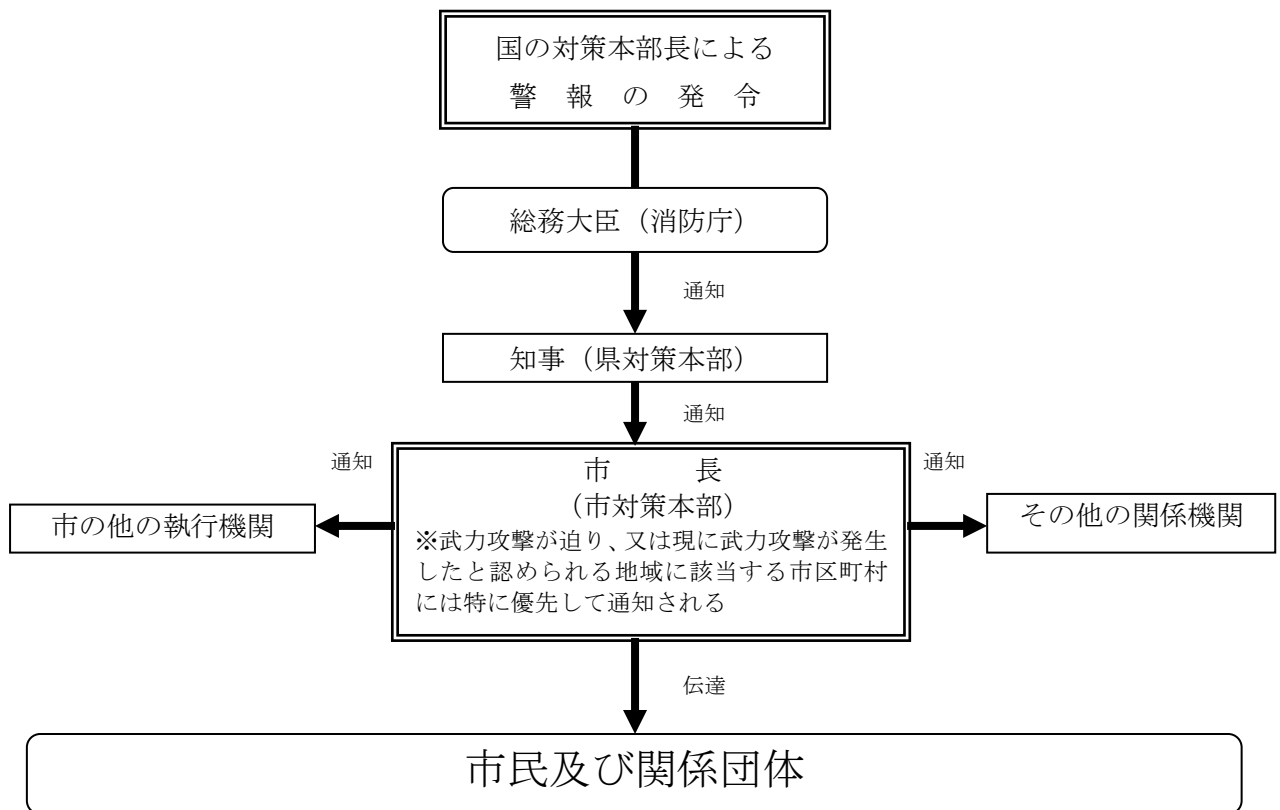
1 警報の内容の伝達及び通知

(1) 警報の内容の伝達

市長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公共的団体等（以下「市民及び関係団体」という。）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関及びその他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市長は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報シス

テム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で14秒吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

【警報の例】弾道ミサイル攻撃

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。

ミサイルが落下するものとみられます。

直ちに避難してください。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 消防機関との連携

市長は、消防本部と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、必要な体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 避難行動要支援者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に配慮するものとし、避難行動要支援者については、関係各課連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報解除の伝達

警報解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

(1) 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危機を防止するため緊急に必要なと知事が認めるときに、速やかに発令し、警報の発令がない場合においても発令するものである。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合においては、対処現場からの情報をもとに、事態の状況に応じて、速やかに発令される。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとなる。

【緊急通報の内容の一例】

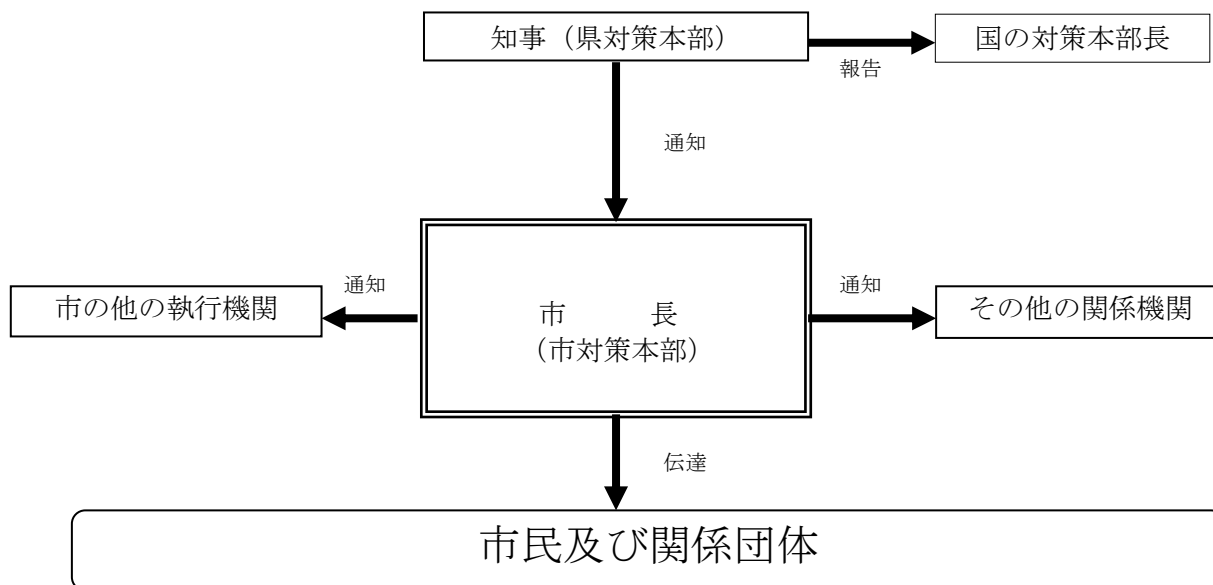
〔A市〇〇海岸において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様〕

- ・ 〇〇海岸付近において銃声と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近の住民は、テレビ・ラジオから情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ 不審者に関する情報等があれば、危機管理課 26-5701 まで電話すること。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民及び関係団体への伝達、市の他の執行機関及びその他の関係機関への通知については、原則として警報の伝達及び通知と同様とする。

緊急通報の伝達及び通知の仕組み

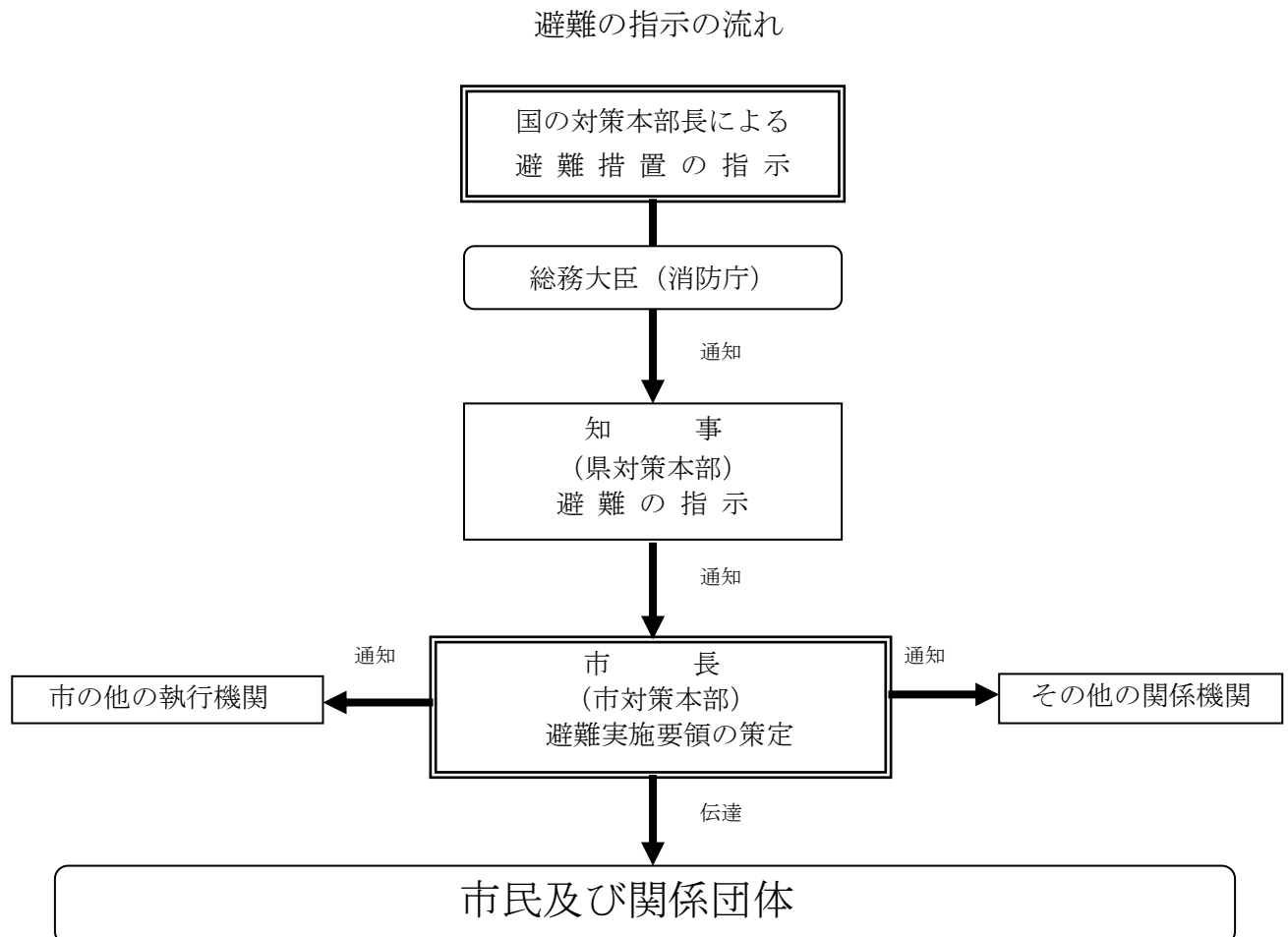


第2 避難住民の誘導等

県の避難指示に基づいて、市は避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達及び通知

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合は、避難実施要領を策定して、その内容を市民及び関係団体に対し迅速に伝達し、市の他の執行機関及びその他の関係機関に対し通知する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に次の法定事項を定めた避難実施要領を策定する。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に記載する項目

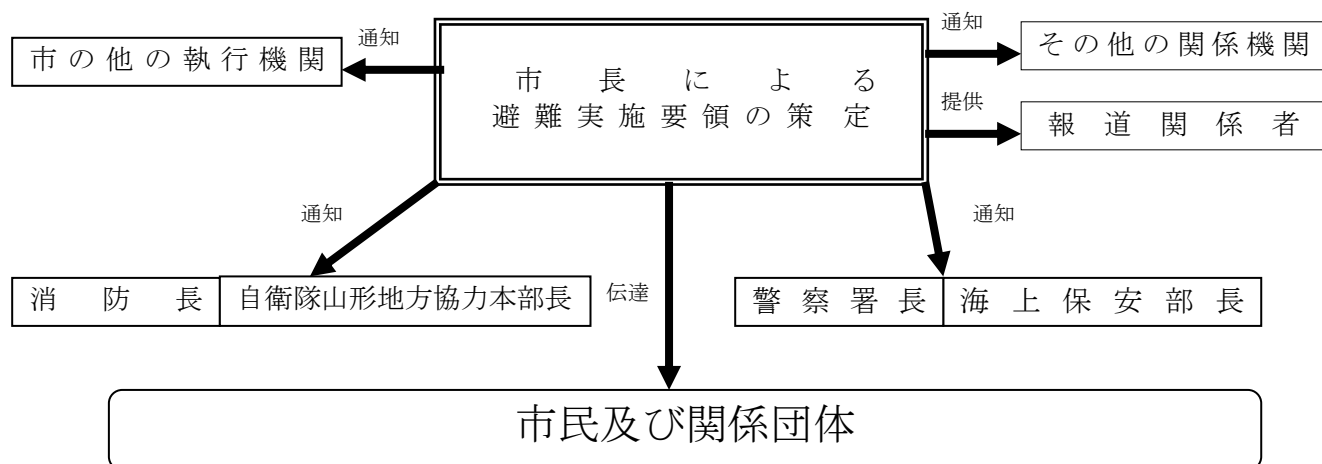
市長は、上記法定事項及び山形県国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領に記載する。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きとすることや、避難実施要領を簡素な内容で策定するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それらの支援内容を記載する。
 - ⑪ 避難住民の携行品及び服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるように必要最低限の携行品及び服装について記載する。
 - ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (3) 避難実施要領の策定における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- ① 避難の指示の内容確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
 - ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)
- (4) 避難実施要領の内容の伝達等
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民及び関係各団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達するように努める。
また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊山形地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は報道関係者に対し避難実施要領の内容を提供する。

市長から市民及び関係機関等への避難実施要領の伝達及び通知



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、消防本部と連携を図りながら、市の職員及び消防団長を指揮し避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇により人々の不安も一層深まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 消防本部・消防団の活動

消防本部は、消火活動及び救助救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

なお、消防本部は、本市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導

を行うこととされている。この場合、市長は、消防本部の管理者等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

このため、平素から本市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部やその管理者等と十分な調整を図る。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は事態の規模や状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際し、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、自主防災協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力し、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民からの相談に対応するなど市民の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的

考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに市民に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。

その際、県による救護班等の応急医療体制との連携に特に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対し所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関し是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえ適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

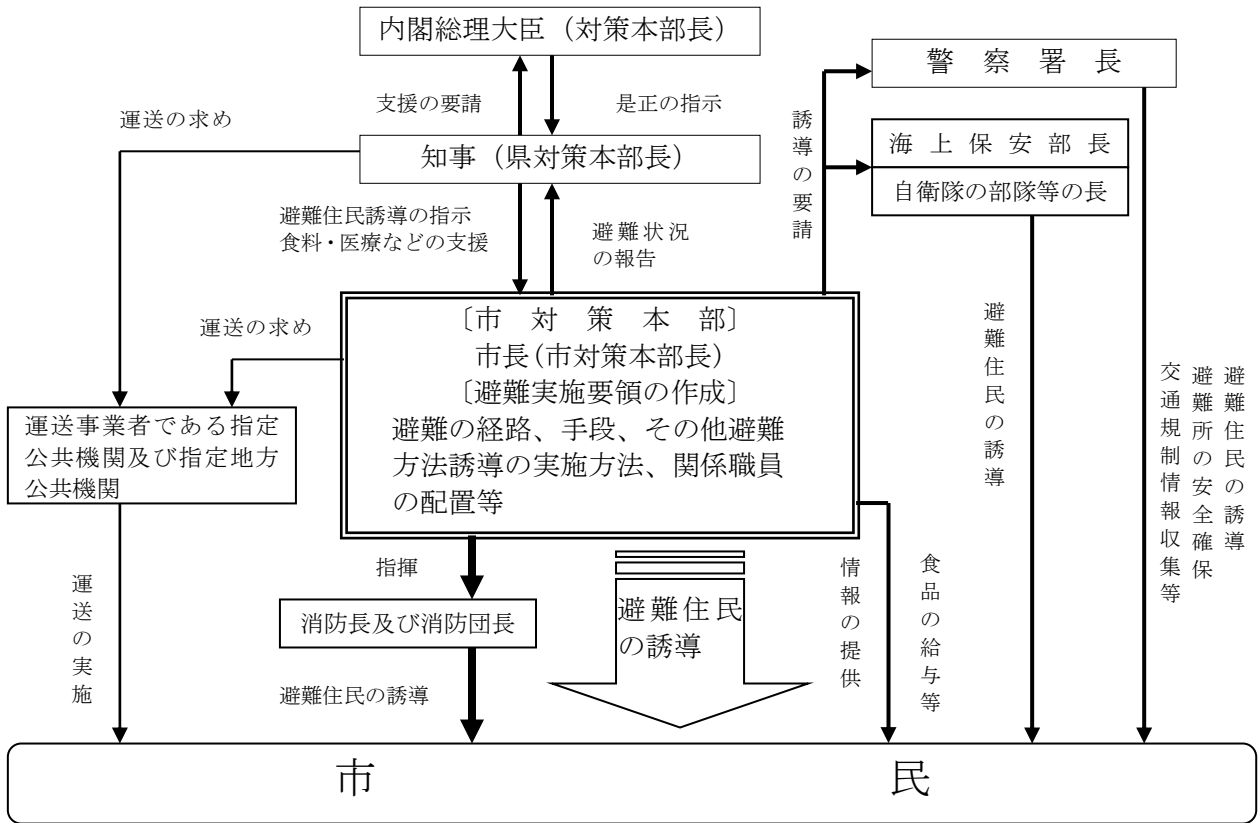
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては都道府県を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあつては県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供及び関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

避難住民の誘導



弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射されたときに個人が迅速に対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知事	避難の指示
市長	避難の指示

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を迅速に実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
 - ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえ、最終的に市民を要避難地域の外に避難させることとなる。武力攻撃がまさに行われ、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後に適当な避難先に移動させることが必要となる。
 - ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防本部、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、これら機関からの情報や助言を踏まえ、避難の方法を策定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づき的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたる。
- 避難に比較的時間的余裕がある場合の対応
- 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
- 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防本部、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。
- この場合、初動時には市民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から市民が緊急時にいかに対応すべきか問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
- 特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせるため、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などが攻撃を受ける可能性が一般に高く注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めることはしない。

- ② 一方、飛島における避難については、以下を基本として対応を検討する。

飛島においては、全市民を島外に避難させる場合は、運送手段を確保することが必要となる。この場合、県が国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整し、確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、全市民を拠点となる港湾へ輸送する車両などを確保するとともに、救難所及び山形県水難救済会の充実、活性化を推進し、各地区の市民に周知を行うことが措置の中心となる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し国及び他県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し県内の他市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のた

めの措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【用語解説】NBC攻撃

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。

(3) 庄内空港の活用

市長は、事務の委任を受けた場合において、(1)及び(2)による救援の措置に際しては、庄内空港の活用を検討するとともに、当該措置を実施するために庄内空港の活用が必要と判断したときは、知事に対して支援及び協力を要請する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報システムの利用

県及び市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。

ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムを利用できない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用するものとする。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、各学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報提供の協力を行うよう要請する場合は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるよう整理しておく。

3 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

② 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提

出すことにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報保護への配慮

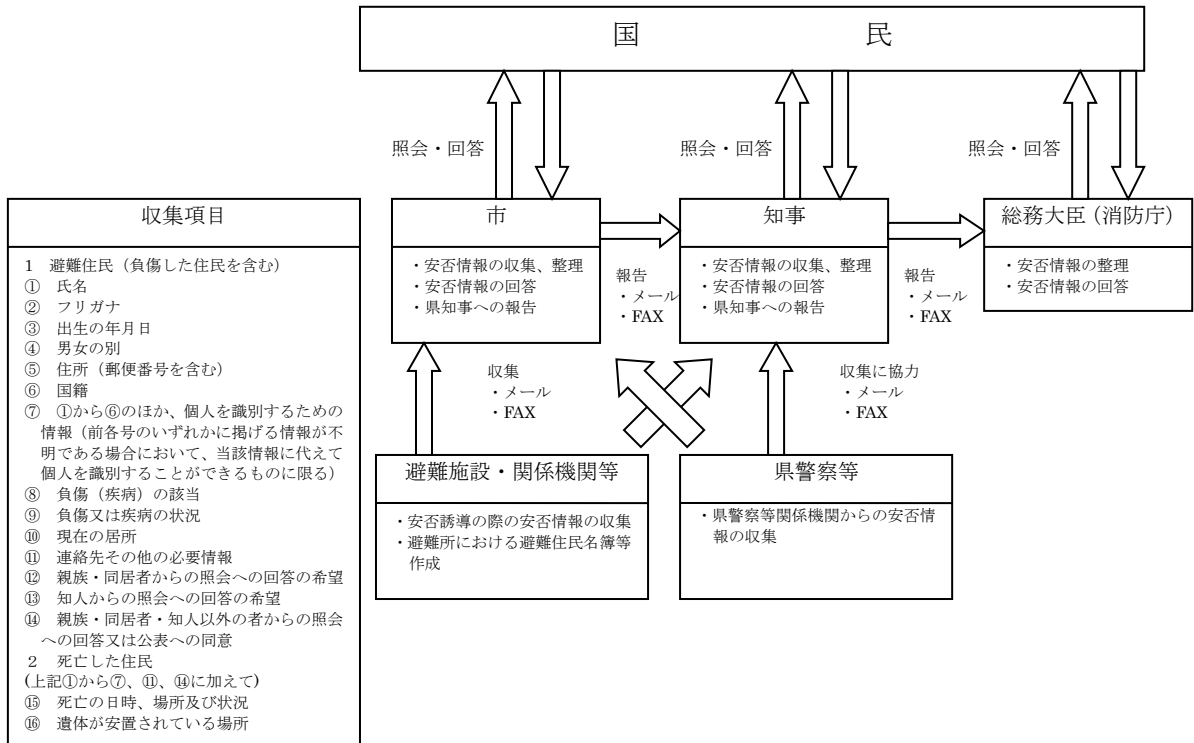
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山形県支部からの要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、個人情報保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力し、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全確保のために必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員、警察官若しくは海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「浜田一丁目、新井田町」地区の市民については、外での移動に危険が生じるため、浜田小学校体育館に一時退避すること。
- 「船場町一丁目、南新町一丁目」地区の市民については、一時避難地である日和山公園へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車、緊急速報メール、インターネット等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じない

よう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、消防本部、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえ、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨

の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防本部の活動

消防本部は、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うものとする。また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 防災相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は

武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関し必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全確保に必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設け、各機関の情報共有及び連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全確保に必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防本部消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員、水防隊員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設など特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

酒田地区広域行政組合で管理しているゴミ処理場については、遊佐町及び庄内町と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令に

より市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて行う。

4 武力攻撃原子力災害への対処

隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の市の活動体制、モニタリングの実施、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、酒田市地域防災計画（第5編個別災害対策編第10章原子力災害対策計画）の定め例によるものとする。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害状況に応じて、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、関係機関とともに保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止の措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を行う。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染

の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

5 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を行う。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合は、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、収集した情報も知事に報告することとされていることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にする。また、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等速報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、また、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、酒田市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等への感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民に対し情報提供を実施する。

② 市は、酒田市地域防災計画に準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県等関係機関に対し水道水の緊急応援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 精神保健対策

市は、武力攻撃災害発生時の不安の除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で巡回相談を行うとともに、必要に応じて精神科医療機関と連携を図る。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要

に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、酒田市地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省生活衛生局作成）」等を参考としながら、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合においては、県に対し他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、関係機関と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書・学用品の給与、授業料の減免、奨学金制度の活用を図るとともに、避難住民等が被災地に復帰する際、学校施設等の応急復旧等、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理者(準用河川指定)、道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

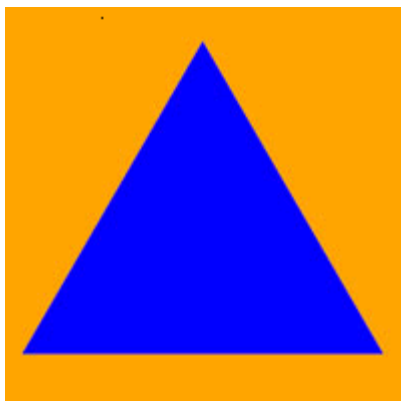
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

	（この証明書を交付する者や標章の名称を記載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel		
姓名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の追加的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as: _____ 交付者の年月日/Date of issue: _____ 証明書の署名/Signature of issuer: _____ 持有人在の署名/Signature of issuing authority: _____ 複製/コピーの禁止/Prohibition of copying: _____		
身長/Height: _____ その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ 写真/Photo of holder: _____ 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER	顔の色/eye: _____ 顔型/face: _____ 印/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____	

（身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）

(1) 市長

- ・職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防本部消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防隊長及び水防隊員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等を設置している機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、**法**により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、法に基づく土地等の使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

酒田市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。